

# 大原公園スケートボード場の使用基準

安全で楽しくご利用していただくために、次のルールとマナーを守り、事故やケガのないよう楽しく利用してください。

## 1. 施設について

- ・施設内で起きた事故、けが等については**自己責任**です。この施設での事故等については、一切の責任は負いません。（もしもの事故等にそなえて、損害保険の加入をお勧めします）
- ・この施設はスケートボード・インラインスケート・BMX 専用の施設です。  
（上記以外の目的での使用を禁止します。）
- ・**保護具（ヘルメット）を必ず着用して**施設を使用してください。また、保護具は使用者が用意し、危険防止のため、衣服の着用をお願いします。
- ・スポーツ団体などによる大会及び講習会などの開催時は、一般の方の使用を制限させていただく場合がございます。
- ・使用者が多数となった場合は、安全のため入場制限をさせていただく場合がございます。
- ・施設内での紛失・盗難などの責任は一切負いません。  
（※貴重品はご本人が保管管理してください。）

## 2. ご使用にあたって

- ・施設を使用される時は事前の登録が必要であり、「**使用者登録**」（様式第1号）が必要です。登録は都市整備課にて登録手続きを行ってください。また、登録手続きは開庁日のみとし閉庁日の手続きについては、事前に都市整備課へご連絡下さい。
  - ①使用規則及び使用上の注意をご確認いただき、ご本人さまの署名が必要です。
  - ②18歳以下の方は、保護者の同意と署名が必要です。
  - ③登録された方には「登録済証」を発行しますので、施設をご使用の際は「登録済証」を携帯してください。尚、「登録証」の貸し借りは禁止します。
  - ④使用者登録の期間はその年度末（3月31日）までです。  
また、引続き施設をご利用する場合は更新手続きを3月1日より受付ます。
- ・小学生以下の入場には成年の保護者の付き添いが必要です。
- ・満4歳未満の方は使用できません。
- ・施設を使用する時は、受付簿に必要事項を記入して使用してください。
- ・使用者は無理せず、自分のレベルにあった使用をしてください。
- ・ゴミは必ず各自でお持ち帰りください。（ゴミ箱は設置していません。）
- ・施設の使用時間は、**9：00から20：00**までです。

- ・施設を占有して使用する場合は、1時間につき260円の使用料が必要ですので、事前に申請を行ってください。

### 3. 禁止事項

- ・飲酒及び酒気帯びでの使用。
- ・施設内へ飲食物の持込。(水分補給のための飲み物は除きます)
- ・火気の使用。(喫煙・花火等)
- ・カン・ビンの持ち込み(ペットボトルの持ち込みはできます)
- ・落書き、ステッカーを貼ること
- ・器材など持ち込み(大会及び講習会は除きます)
- ・目的外のアイテムの使用
- ・スケートボード場外での滑走(公園内駐車場を含むすべてのエリア)
- ・BMXを使用する場合に、施設を損傷する恐れのある「金属製ペグ」の使用は禁止

### 4. 注意事項

- ・プロテクター(ひじ・ひざ・リスト)の着用をお勧めします。
- ・同時に何人もの滑走は危険ですので、ゆずりあって使用してください。
- ・事故防止のため、見学者の入場はできません。
- ・故意に施設を破損した場合は、原状回復(補修)を原則とし、修理費などは使用者の負担となります。
- ・犬・猫などペットの入場はできません。
- ・施設の使用時間をしっかり守りましょう。
- ・雨天・悪天候の時は安全のため使用を禁止する場合がありますので、指示に従ってください。
- ・風紀を乱し、他の使用者に迷惑をかけることを禁じます。
- ・専用することなく、思いやりと譲り合いの精神で、モラルを守って使用しましょう。

※以上の注意事項及びマナー違反等があった場合や、職員・警備員の指示に従わない場合は、退場を命じることもあります。また、施設使用のマナー違反等が頻繁な場合は施設を閉鎖する場合があります。

管 理 者：日田市役所 都市整備課 公園緑地係

0973-22-8217 (直通)